

令和 8 年度

加須市省エネ診断等支援補助金

申請の手引き

加須市では、市内の事業所における脱炭素化に向けた取組を支援するため、国や県が実施する省エネ診断等を受診する事業所の代表者の方に対し、省エネ診断等の受診に係る診断費用を補助します。

補助金の交付を希望される方は、本手引きをご確認の上、申請手続きをお願いします。

【お問合せ・申請先】

(受付) 平日 8:30~17:15

加須市役所本庁舎 環境政策課

電 話 : 0480-62-1111 (代表)

Email : kankyo@city.kazo.lg.jp



加須市ホームページ

1 補助対象となる省エネ診断等

以下の3機関が実施する省エネ診断等を受診する場合、その診断費用を補助します。診断の詳細（内容、費用、受診要件、申込期間など）については、各実施機関へ直接お問い合わせください。

実施機関	省エネ診断等の名称
一般財団法人 省エネルギーセンター	(1) 省エネ最適化診断 (2) ステップアップ診断
【問合せ先】 ・省エネ診断事務局（TEL:03-5439-9732） ・ステップアップ診断事務局（TEL:03-5439-9733） ※受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）	
一般社団法人 環境共創イニシアチブ	(1) ウォークスルー診断 (2) IT 診断 (3) 伴走支援
【問合せ先】 ナビダイヤル（TEL:0570-000-680） IP 電話専用（TEL:042-303-0413） ※受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）	
埼玉県	(1) ナビ診断 (2) 専門診断
【問合せ先】 ・埼玉県環境部 温暖化対策課（TEL:048-830-3021） ※受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）	



(一財) 省エネルギーセンター
ホームページ



(一社) 環境共創イニシアチブ
ホームページ



埼玉県ホームページ

2 補助金を受けることができる方（補助対象者）

市内の事業所の代表者であって、次のいずれにも該当する場合、補助対象となります。

- 申請日の属する年度に当該事業所に係る省エネ診断等を受診する者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団、暴力団員又はその関係者に該当しない者
- 申請日時点において、市税（個人にあっては、国民健康保険税を含む。）を滞納していない者
- 同一年度内において、同一事業所に係る本補助金の交付を受けていない者

◆補助対象となる事業所（例）

市内に所在する工場、倉庫、店舗、事務所、病院、福祉施設など
ただし、各実施機関が定める省エネ診断等の受診要件を満たしている必要があります。詳細は、各実施機関へご確認ください。

3 補助対象経費

- 省エネ診断等の受診に要する費用
（消費税及び地方消費税並びに当該費用の支払いに係る振込手数料を除く。）

4 補助金額

省エネ診断等の受診に要する費用全額（1,000円未満の端数切り捨て）

1事業所につき上限25,000円まで補助対象です。

※複数事業所における省エネ診断等の受診の可否については、各実施機関へご確認ください。

5 申請期間

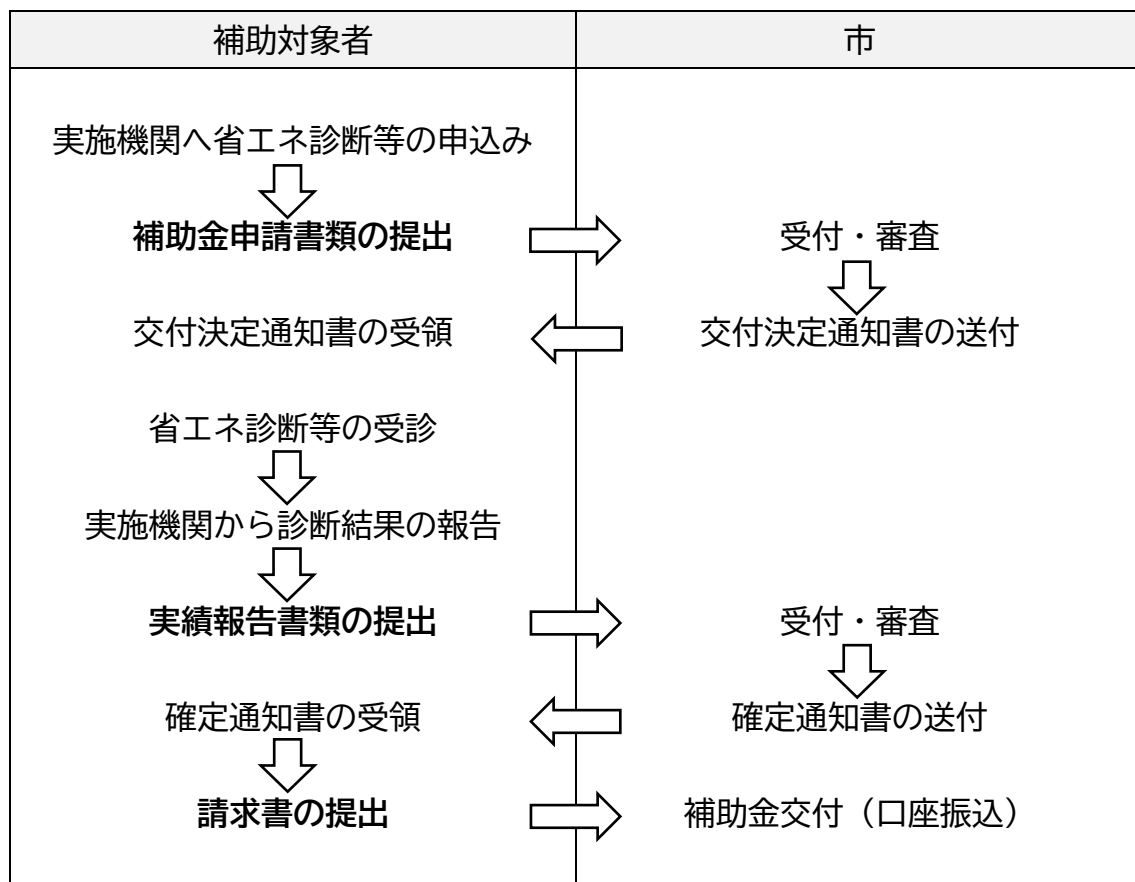
令和8年5月1日（金）～令和9年3月24日（水）【先着順】

※申請受付期間中であっても、予算額に達し次第、受付を終了します。

※令和8年5月1日（金）以降に受診した省エネ診断等が補助対象になります。

※令和9年3月24日（水）までに実績報告書の提出が必要となります。

6 申請から補助金交付までの流れ



【注意事項】

- ・各実施機関へ省エネ診断等の受診申込みの完了後、省エネ診断等を受診される前に市（環境政策課）へ補助金申請書類をご提出ください。
- ・省エネ診断等の申込期間は実施機関によって異なります。各実施機関へ事前にご確認ください。
- ・実施機関から診断結果の報告を受けた日から30日を経過した日又は令和9年3月24日（水）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- ・実績報告書の提出後、市から確定通知書が届いたら、速やかに補助金の請求書をご提出ください。

7 申請書類

- 加須市省エネ診断等支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 市内に事業所を有することを証する書類の写し

参考 市内に事業所を有することを証する書類の例

【法人の場合】

- 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内）
- 法人市民税の納税証明書又は確定申告書
- 営業許可証
- 公共料金（電気・ガス・水道等）の請求書や領収書（直近） など

【個人事業主の場合】

- 直近の確定申告書
- 個人事業の開業届出書
- 市発行の営業証明書
- 営業許可証
- 公共料金（電気・ガス・水道等）の請求書や領収書（直近） など

※会社案内パンフレットや名刺は不可

- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 省エネ診断等の申込みを証する書類の写し

参考 省エネ診断等の申込みを証する書類の例

- 申込受理通知、申込証明書
- 受付完了メール など

- 補助対象経費の額が確認できる書類の写し

参考 補助対象経費の額が確認できる書類の例

- 見積書
- 請求書
- 通知書や受付完了メール（金額が明記されているもの） など

※パンフレットや料金表は不可

8 実績報告書類

- 加須市省エネ診断等支援補助金実績報告書（様式第 8 号）
- 補助対象経費の支払を証する書類の写し

参考 補助対象経費の支払を証する書類の例

- 領収書
- 振込証明書
- 振り込んだことが確認できる通帳ページ など

- 省エネ診断等を受診したことを証する書類の写し

参考 省エネ診断等を受診したことを証する書類の例

- 診断結果報告書
- 実施年月日、実施場所、省エネ診断等を受けた者を証する書類 など

9 請求書類

- 省エネ診断等支援補助金請求書（様式第 10 号）
- 確定通知書の写し

※補助金は口座振込により交付します。

10 申請内容の変更・中止する場合の手続き

交付決定後に申請内容を変更又は中止する場合は、事前に以下の書類をご提出ください。

- 省エネ診断等支援補助金交付申請変更承認申請書（様式第 5 号）
- 変更内容を示す書類